

廃棄物の焼却に関する規制について

ごみの野外焼却・野焼きは、原則として禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、廃棄物の焼却が原則禁止されています。

一般家庭にある簡易な焼却炉やドラム缶などは、ダイオキシン類を発生させない構造基準に適合しないため、適正な焼却炉ではありません。焼却行為は、近隣住民の方に迷惑をかけ、環境に負荷を与えることとなりますのでやめましょう。

ごみを野外で燃やすことは、一部例外を除き法律で禁止されています。違反した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1千万円(法人は3億円)以下の罰金またはその併科に処せられます。

【すべてダメなの?】

野外での廃棄物の焼却は、次の場合に限って例外的に認められています。

この場合でも、周辺的生活環境に支障が生じないように、最大限配慮して行ってください。

- どんど焼き等の風俗習慣上または宗教上の行事に伴うもの
- キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動に伴うもの
- 災害の応急対策、農作物等病虫害防除、一過性の軽微なもの(煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度)など、特にやむを得ないと認められるもの

※ ビニールやゴム等の焼却は、量の多少にかかわらず、禁止されています。

※ 農業残渣や枝木などは、できるだけ“たい肥化”“すき込み”などのリサイクルを徹底してください。

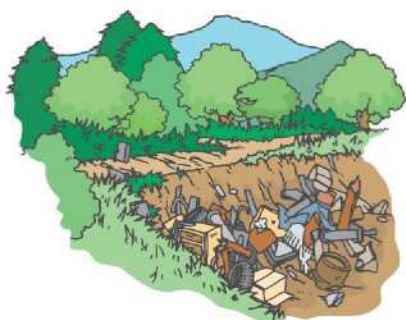


不法投棄は犯罪です

不法投棄は法律で禁じられています。違反すれば「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1千万円(法人は3億円)以下の罰金またはその併科に処せられます。

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん山林や田畑などへ捨てたり、放置することは、環境の保全に影響を与えるだけでなく、住民の生活にも悪影響を与えることになり、許すことはできません。

※不法投棄を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるために、不法投棄を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて、県産業廃棄物110番(0120-81-5324)または町住民課環境係(64-8315)へお知らせください。



土地の所有者(管理者)の方へ

自分の土地へ不法投棄され、廃棄物を捨てた人がわからない場合は、土地の所有者(管理者)が処分しなくてはなりません。一度不法投棄をされてしまうと、ごみのごみを呼び、恒常的に不法投棄されてしまいます。そのため不法投棄できないような土地の管理(草を刈る、柵をつくる等)をお願いします。